

鶴岡市長選挙・鶴岡市議会議員選挙 説明会

☎本所選挙管理委員会事務局 ☎内線641

■立候補予定者説明会

任期満了による鶴岡市長選挙及び鶴岡市議会議員選挙の立候補届出の手続きや、選挙運動の方法などについての説明会です。立候補を予定している方は必ず出席してください（代理出席も可能です）。

- ▶市議会議員選挙立候補予定者説明会…☎7月25日㊦
- ▶市長選挙立候補予定者説明会…☎7月28日㊦
- ▶共通 ☎午後2時 場市役所本所6階大会議室

■選挙公営制度説明会

鶴岡市長選挙及び鶴岡市議会議員選挙における候補者の選挙費用の一部が、申請によって公費負担となることについての説明会です。立候補を予定している方は出席してください（代理出席も可能です）。

- ▶市議会議員選挙についての説明会…☎8月1日㊦
- ▶市長選挙についての説明会…☎8月4日㊦
- ▶共通 ☎午後2時 場市役所本所6階大会議室

鶴岡市職員採用試験【平成30年4月1日採用予定】

☎本所職員課 ☎内線327

■募集職種・受験資格

- ▷土木（社会人経験者）…昭和53年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷建築（社会人経験者）…昭和53年4月2日以降に生まれ、1級または2級建築士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷病院事務総合職（社会人経験者）…昭和53年4月2日以降に生まれ、診療情報管理士の資格を有し、病院等医療機関において医事事務（診療情報管理業務・診療報酬請求業務等）の経験が5年以上ある方
- ▷初級行政（高卒程度）…平成8年4月2日～12年4月1日に生まれた方（4年制大学を卒業した方及び卒業する見込みの方を除く）
- ▷消防士（高卒程度）…昭和63年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、採用後、鶴岡市に居住することができ、普通自動車運転免許（AT車限定を除く）を有する方及び平成30年4月末までに取得見込みの方
- ▷消防士（職務経験者）…昭和53年4月2日以降に生まれ、採用後、鶴岡市に居住することができ、山形県外で消防士としての職歴が3年以上ある現職の方

■試験日時

- ▷1次試験…9月17日㊦午前10時

- ▷2次試験…1次試験合格者を対象に10月下旬実施予定

■試験会場

- ▷土木・建築（社会人経験者）、初級行政…総合保健福祉センター「にこ♥ふる」（2次試験は市役所本所）
- ▷病院事務総合職（社会人経験者）…荘内病院（2次試験も同じ）
- ▷消防士…消防本部（2次試験も同じ）

■申込み受付

- ▷7月12日㊦～8月10日㊦に、申込書を市役所本所職員課へ（郵送の場合は8月10日㊦までの消印有効）
- ▷市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

- ▷市役所本所職員課、各地域庁舎総務企画課、荘内病院総務課及び消防本部総務課で交付
- ▷郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記したA4判用の角形2号封筒。折り畳んでも構いません）、応募職種・連絡先を記入したメモを同封して、市役所本所職員課（〒997-8601市内馬場町9-25）へ
- ▷市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます



「タクト鶴岡・市民懇談会」新文化会館について語り合おう！

問本所総務課 ☎ 内線316

タクト鶴岡の建物本体が8月末に完成し、来年3月にグランドオープンを迎えます。

あなたは、「タクト鶴岡」でどんなことをしてみたいですか？どのようなサポートがあったらうれしいですか？どのような会館に育ってほしいですか？

鶴岡の芸術文化が集う拠点として、また新たなにぎわいの広場と

しての「タクト鶴岡」について語り合う、市民懇談会を開催します。申込みは不要です。ぜひ、ご参加ください。

☎ 7月15日 ☎ 午前10時、午後6時30分（各2時間）

☎ 出羽庄内国際村

☎ ①これまでの建設費等の説明
②今後の活動計画の説明 ③意見交換（2回とも同じ内容です）

■出席者 市長、副市長、教育長、総務部・建設部・教育委員会の各担当者（予定）



食文化創造都市

辻調理師専門学校と食の教育研究に関する協定を締結しました

問本所食文化創造都市推進課 ☎ 内線527

本市は辻調理師専門学校と協働して食の教育研究活動に取り組むため、5月22日☎に「ガストロノミー包括連携協定」を締結しました。

これは、平成27年のミラノ国際博覧会に出展した際、同校グループのフランス校を訪問したことが



協定書調印後の対談の様子

きっかけで、連携して人材育成事業に取り組むこととなったものです。

今後、消費地と生産地、食と観光と文

化といった視点で協働して教育研究活動を行うことで、地域の食文化を支える人材を育成し、地域における持続可能な食文化産業を推進します。

◆主な連携の内容

- ◇多様な「在来作物」の保存や伝承など、鶴岡特有の食文化を「学びのプログラム」として構築します
- ◇同校学生が本市に滞在し「学びのプログラム」を体感することで、鶴岡の食文化を学習する仕組みを構築します
- ◇世界中から「食文化」を学ぶ人たちが鶴岡に集まり、学習する「学びの拠点」となるための体制づくりを進めます

防災訓練

津波情報伝達訓練を実施します

問本所防災安全課 ☎ 内線185

地震で津波が発生した場合に備え、津波情報伝達訓練を実施します。訓練当日は、津波警報のサイレンやアナウンス、市全域で携帯電話に緊急速報メールが送信されますが、災害と間違えないよう注意してください。なお、この伝達訓練に合わせて、海岸部の各地区で避難訓練を行う予定です。海岸部にお住まいの方はご参加ください。

☎ 7月7日 ☎ 午後2時

■対象地域 市内沿岸地区

緊急速報メールの訓練配信

午後2時3分頃に携帯電話・スマートフォンが一斉に鳴ります。実際の災害と間違えないようご注意ください。

■受信対象者 NTTドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクの携帯電話・スマートフォンを持ち、配信時間に市内にいる方

☎ 他鳴動で不都合がある場合は電源をオフにしてください（マナーモードでも鳴動する場合があります）

健康



ハチマルニマル 80200運動

よい歯の長寿賞表彰

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。
昭和12年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（過去に表彰を受けた方を除く）
■応募方法 7月19日⑧～8月18日⑨に市内各歯科診療所へ（その場で無料歯科健診を行います）
■健康課（にこふる）
☎内線364または市内各歯科診療所へ

福祉



耳・手足が不自由な方のための巡回相談

7月5日⑧午後1時～3時 場にごこふる ⑧18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方、交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）
■相談科目 聴覚、肢体 ⑧印鑑、保険証、身体障害者手帳（交付済みの方） ⑧本所福祉課 ☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ

民生委員児童委員委嘱のお知らせ

困りごとなど気軽に相談ください。

次の方が委嘱されました。（敬称略）

- ▽第2民生区（第二学区）：森松雄二（苗津町）
 - ▽第6民生区（第六学区）：齋藤みる（大塚町第1）、齋藤千代子（大塚町第2）
 - ▽藤島地区（藤島地域）：富樫峰子（新町）
- ⑧本所福祉課 ☎内線139

家族介護慰労金を支給します

⑧要介護認定4または5（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを1年間利用していない寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している市民税非課税世帯の方
■支給額 10万円 ⑧印鑑、介護者名義の市内金融機関預金通帳 ⑧7月3日⑨～31日⑨に各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

平成29年度の介護保険料決定通知書を送付します

平成29年度介護保険料決定通知書は、平成28年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料（年額）をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。

同封の「介護保険料のあらまし」と併せてご確認ください。

■発送日 7月14日⑨ ⑧65歳以上の方
■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4・6・8・10・12月、来年2月）に年金から差し引き

ます（特別徴収から普通徴収への切替えはできません）
▽普通徴収（納付書または口座振替）：特別徴収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付します。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）です
⑧本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険の軽減確認証・負担限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、まだ手続きをしていない方は手続きをしてください。

昨年度該当しなかった方でも、今年8月1日以降に対象要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合もあります。新たに交付を受けるためには、窓口での申請が必要です。
⑧本所長寿介護課 ☎内線194または各地域庁舎市民福祉課へ

介護保険負担割合証が新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日⑨です。8月1日⑨から使用する負担割合証は7月末までにお送りします。期限の切れた負担割合証は、



破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。
⑧本所長寿介護課 ☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



基準収入額適用申請書の提出をお願いします

国民健康保険の高齢受給者及び後期高齢者の自己負担割合は、毎年見直すことになっています。前年の所得が一定以上ある方の自己負担割合は3割で、申請によって1割または2割になる場合があります。

このため、3割負担の方に基準収入額適用申請書を送付していますので、同封した説明書に記載の基準額を下回ると思われる方は、7月14日⑨までに提出してください。

ただし、課税資料で明らかに基準額を超えると思われる方には、申請書を送付していません。
⑧本所国保年金課 ☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日⑨です。8月1日⑨から使用する受給者証は7月末までにお送りします。期限の切れた受給者証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください

い。

高齢受給者証は国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付されています。70歳の誕生月の翌月から(1日生まれの方は誕生月から)使うことができます。新たに該当する方には、該当月の前月末までにお送りします。

■本所国保年金課 ☎内線173または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩から使用する保険証は7月末までにお送りします。期限の切れた保険証は、破棄するか、本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。

■本所国保年金課 ☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

平成29年度保険料額決定通知書は、平成28年中の所得に基づいて計算した確定保険料額をお知らせするものです。

▼納付方法 ▼特別徴収(年金からの差引き) 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方は、原則、年金支給月(4・6・8・10・12月、来年2月)に年金から差し引きします。口座振替による納付への変更可(市役所への申出書の提出が必要) ▼普通徴収(納付

書または口座振替) 年金受給額が年額18万円未満の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は普通徴収です。納期は年8回(7月〜来年2月の毎月)です

▼年度途中に後期高齢者医療に加入した方 加入月から月割りで保険料が発生します。加入月によって期割の計算納付方法等が異なるので、保険料額決定通知書(加入月の翌々月中旬に送付)をご確認ください。

▼保険料の計算の仕方 保険料は、加入者の所得状況、世帯構成によって金額が異なり、皆さんから平等に負担してもらおうと等割額と、所得に応じて負担してもらおうと所得割額を合わせて計算します。今年度の均等割額は1人年額4万1,700円、所得割率は8・58%です。

■本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

医療費一部負担金の限度額適用及び食事代の減額について

国民健康保険に加入している方は、申請によって医療費と食事代が次のとおりになります。現在入院中の方や医療費が高額になる予定の方等、認定証が必要な方は申請してください(認定証は申請月の初日から適用)。

▼70歳未満の方 ■自己負担限度額(月額) ▼所得が901万円を超える世帯:25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% ▼所得が600万円を超え、901万円以下の

世帯:16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% ▼所得が210万円を超え、600万円以下の世帯:8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% ▼所得が210万円以下の世帯:5万7,600円

▼市民税非課税世帯:3万5,400円

■入院時の食事代 1食360円(市民税非課税世帯の方は210円。入院91日以降は申請の翌月から160円)

▼70歳以上の方 ■市民税非課税世帯の方等、一定の要件を満たす方 ■自己負担限度額(月額) ▼入院時:2万4,600円(無所得世帯等、一定の要件を満たす方は1万5,000円)

▼外来時:8,000円 ■入院時の食事代 1食210円(入院91日以降は申請の翌月から160円。無所得世帯等、一定の要件を満たす方は初日から100円)。療養病床に入院する場合は異なります

▼共通 ■保険証、印鑑、世帯主及び申請対象者のマイナンバーカードまたは通知カード、手続きに来庁される方の本人確認書類(運転免許証等) ▼次は該当する方のみ:国保高齢受給者証、過去12か月以内の入院日数が90日を超える場合はそれを証明する書類

■本所国保年金課 ☎内線164または各地域庁舎市民福祉課へ

他認定証がない場合でも、医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った分の医療費は、高額療養費として

給付されます。該当者には診療月から2・3か月後にハガキで連絡しますので、申請してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日⑩です。引き続き認定証が必要な場合、次の方は昨年度まで更新手続きが必要でしたが、今年度からは不要です。

▼平成29年度市民税非課税世帯で同一世帯内に未申告者がいない方 該当する方には、新しい認定証を、7月末までに、後期高齢者医療被保険者証と一緒に送りします。

ただし、現在の負担区分が「区分II」で長期入院(1年間で91日以上)の入院に該当している方は更新手続きが必要です。6月下旬に申請書類をお送りしていますので申請してください。

■本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

年金受給期間の短縮による年金請求手続き漏れはありませんか

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されます。日本年金機構では、対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。制度の開始は、8月1日⑩です(最も早い年金の支給は10月)。

まだ、請求手続きをしていない方は、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1

165に電話し、予約の上、年金事務所
所で手続きをしてください。
鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本
所国保年金課 ☎内線113または各地
域庁舎市民福祉課へ

**20歳前障害や福祉年金移行の障
害基礎年金を受給している方へ**

日本年金機構から「所得状況届」「障
害状態確認届（診断書）」「現況届」「生
計維持確認届」を送付します。7月31
日⑨までに本所国保年金課または各地
域庁舎市民福祉課へ必ず提出してくだ
さい。提出が遅れると年金受給に支障
が出る場合がありますのでご注意ください。

▼所得状況届 毎年提出が必要なもの
です（現況届の提出が不要な方も、所
得状況届の提出は必要）。一定額以上
の所得がある場合、年金の一部または
全額が支給停止されます。

▼障害状態確認届（診断書） 引き続き
障害等級に該当するかを確認するた
めに提出してもらいます。レント
ゲンフィルムや心電図の提出が必要な
方は併せて提出してください。

▼現況届 引き続き年金を受給する資
格があるか確認するために、毎年提出
してもらいます。ただし、日本年
金機構に住民票コードまたはマイナン
バーを申し出た方は、現況届の提出は
原則不要です。

▼生計維持確認届 加算額対象者のい
る方が加算額を引き続き受給するた
めに、生計維持関係の証明をもら
うのです。

鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本
所国保年金課 ☎内線113または各地
域庁舎市民福祉課へ

税



**平成29年度の国民健康保険
税納税通知書を送付します**

納税通知書に記載されている加入者
所得、資産等の内容をご確認ください。
詳しくは、同封の「国民健康保険税の
しおり」をご覧ください。

■発送日 7月14日 ☎ 対世帯内に国
民健康保険の加入者がいる世帯主の方
■納付方法 ▼特別徴収（年金からの
差引き）：一定の条件を満たした方
は、年金支給月（4・6・8・10・12
月、来年2月）に年金から差し引きま
す ▼普通徴収（納付書または口座振
替）：同通知書に同封の納付書、また
は口座振替で納付します。納期は年9
回（7月〜来年3月の毎月）です ☎
本所課税課 ☎内線205

**市税等の滞納処分として差し押さえた
動産・不動産公売のお知らせ**

▼インターネット公売（動産） 公
売方法 Yahoo!官公庁オーク
ションのシステムを利用（競り売り）
■参加申込み 7月6日⑨午後1時〜
24日⑨午後11時 ■公売日時 7月31
日⑨午後1時〜8月2日⑨午後11時
☎本所納税課 ☎内線212
▼通常の公売（不動産） 7月19日
⑨ 受付：午前8時50分、入札：9

時30分 場本所6階大会議室 ☎本所
納税課 ☎内線251
▼共通 他市HP

**小・中学生の税に関する
標語と作文を募集します**

▼標語 対小学生 税金全般、納税
の大切さ、納期限を守ること等（1人
2点以内）

▼作文 対中学生 税金に関する内容
であれば自由（1人1編。1、200
字以内）

▼共通 8月30日⑨まで本所納税課
☎内線219へ 他人賞者に賞状と副
賞を進呈

生活



人権擁護委員は次の方々です

法務大臣から委嘱された人権擁護委
員が相談に応じます。相談は無料で秘
密は守られます。（敬称略）

- ▼石田幸 ▼地主幸平 ▼庄司敏明
 - ▼鈴木元女 ▼榎本玲子 ▼金内淳
 - ▼加藤勝 ▼大川慶輝 ▼石川正廣
 - ▼奥泉修子 ▼五十嵐信樹 ▼叶野勉
 - ▼成澤礼子 ▼島津玄真 ▼小南孝子
 - ▼手塚柳治 ▼村田仁美 ▼宅井洋子
 - ▼清和忠志 ▼平藤博巳 ▼長南征子
 - ▼帯刀春男 ▼宮崎清男 ▼本間晴美
 - ▼齋藤俊美 ▼五十嵐英司 ▼五十嵐
要一
- ☎法務局鶴岡支局 ☎22・1003 また
は本所市民課 ☎内線158へ

市営住宅等入居者募集

住宅名	階数・間取り	戸数
城南住宅	2階・3DK	1
ちわら住宅	1LDK (高齢・障害者向け) 3DK (子育て向け)	1
美原住宅	1階・1DK (高齢・障害者向け) 3階・3K	1
鶴岡 稲生住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 2階・2LDK 2階・3DK	1
東部住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け)	1
大西住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 1階・3DK	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
島 ふじなみ住 宅	平屋・3DK (子育て向け)	1
藤 島 住宅	3階・3K	1
海 紅葉岡住宅	3階・3DK	1
温 柳原住宅	3階・3DK	1

■入居時期 9月中旬以降 申7月3
日⑨〜20日⑨に本所建築課 ☎内線48
3または藤島・温海庁舎産業建設課へ

その他



**無人ヘリコプターによる
病害虫防除作業にご理解を**

7月上旬から8月下旬まで、無人ヘ
リコプターによる農作物の病害虫防除
作業を実施します。
事故防止のため、作業中のヘリコプ

ターには絶対に近寄らないでください。また、早朝や夕方を中心に作業を行いますので、作業音等へご理解をお願いします。

■本所農政課☎内線573または各地域庁舎産業建設課へ

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。しかし、おもちゃとはいえ原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用法をよく読み、次のことを守りましょう。



- ▽花火を人や家に向けて遊ばない
- ▽燃えやすい物のある場所で遊ばない
- ▽風の強いときは花火をしない
- ▽水の入ったバケツを用意する
- ▽大人と一緒に遊ぶ
- ▽花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけたりしない
- ▽花火の筒先に顔や手を近づけない
- ▽服に火がつかないように注意する

平成28年度 日本赤十字社 鶴岡市地区 決算・活動報告

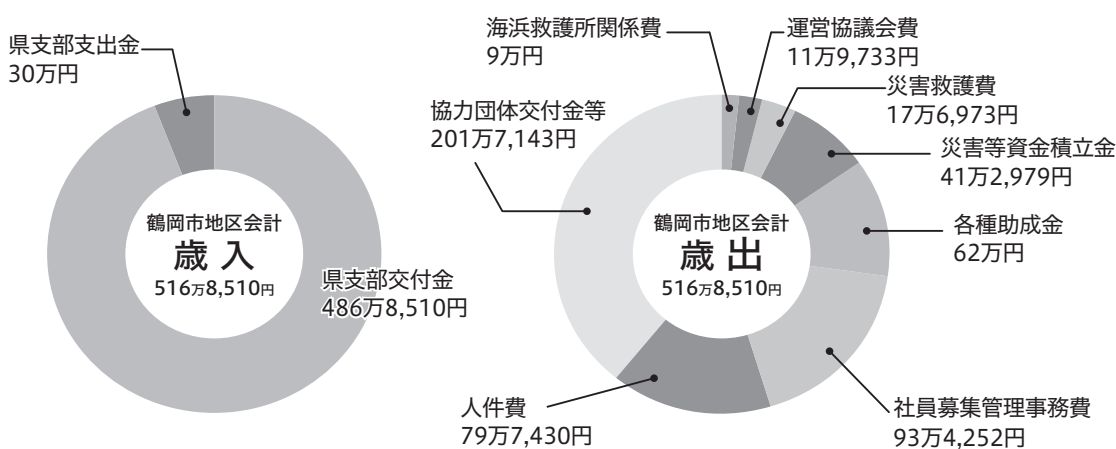
多額の社費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。

▼社費収納会計 ■社費合計 2,434万2,551円 ■社員数 個人：3万874人 法人：595件

お寄せいただいた社費は全額を日本赤十字社山形県支部に送金しています。東日本大震災被災地での救護施設の運

営等多くの事業で活用されています。

▼会計決算



▼東日本大震災義援金の実績 平成23年3月12日から29年3月31日現在まで

本市には1億1,020万円の義援金をお寄せいただきました。うち8、704万円は県支部を通じて被災者支援のために送金しました。

なお、義援金の募集は現在も続いていますので、皆さんのご協力をお願いします。

■本所福祉課☎内線138

地域にご開催します 成人式のご案内

8月に開催する成人式の案内は、7月中旬までに対象者（平成8年4月2日～9年4月1日生まれの各地域の中学校卒業生・現在住者）に送付します。

▼藤島 ☎8月12日☎午前11時 場藤島地区地域活動センター 岡藤島庁舎 総務企画課☎64・5813

▼朝日 ☎8月14日☎午前9時30分 朝日中央コミュニティセンター 岡朝日中央総務企画課☎53・2111

▼榎引 ☎8月14日☎午後1時30分 榎引公民館☎57・5670

▼羽黒 ☎8月15日☎午後1時 場羽黒コミュニティセンター 岡羽黒庁舎 総務企画課☎62・2111

▼温海 ☎8月15日☎午後3時 場温海ふれあいセンター 岡温海庁舎総務企画課☎43・2111

なお、平成30年からは全市統一で開催します。

▼平成30年鶴岡市成人式 日来年1月7日☎午後1時30分 場文化会館（タクト鶴岡） 対平成9年4月2日～10年4月1日生まれの方 岡社会教育課（榎引庁舎）☎57・4866

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。全国一斉に街頭広報活動などが行われます。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

■本所福祉課☎内線138

「明るいやまがた」夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩み等から、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月21日☎～8月20日☎

■運動の重点 青少年の健全育成と

いじめ・非行及び犯罪被害防止

▽子供と高齢者の交通安全

事故防止・飲酒運転の撲滅

▽海・山・川での事故防止

▽身近な犯罪等の防止

■本所防災安全課☎内線163

